平成２２年（フ）第４５号
北海道苫小牧市双葉町２丁目10番４号　三井コーポ102
債務者　北山　淳子（旧姓庄司）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４６号
北海道苫小牧市美園町２丁目９番21号　ウエストコート
債務者　西方　久恵
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５９号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目33番６号
債務者　菅原　明幸
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
仙台市太白区八木山香澄町５番10―306号
債務者　松崎喜美子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
仙台市太白区柳生６丁目４番地の５　セクターズ南303
債務者　佐久間弘美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
仙台市宮城野区東仙台２丁目12番７号　コサカビル313
債務者　紺野　光男
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
宮城県大崎市三本木南谷地字長寿院浦126番地、従前の住所宮城県大崎市松山金谷字向田88番地23
債務者　只埜　　徹
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷51番地
債務者　遊佐　新一
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
宮城県大崎市古川稲葉３―６―33　昭和マンション410、住民票上の住所宮城県遠田郡美里町北浦字下新田20番地１
債務者　林　　脩治
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第８号
秋田県由利本荘市大鍬町38番地１
債務者　髙橋　　潤
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第９号
秋田県由利本荘市大鍬町38番地１
債務者　髙橋　由紀
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２１号
秋田県大館市東台１丁目６番10号、前住所秋田県鹿角市十和田大湯字上ノ湯56番地42、借入時の住所秋田県鹿角市十和田大湯字箒畑43番地
債務者　伊藤　利彦（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第５１号
福島県伊達市保原町大泉字平地内56番地
債務者　菅野　明菜
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
福島市南矢野目字竹ノ内14番地の５
債務者　菊地　栄一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６８号
千葉市緑区おゆみ野中央６丁目25番地６　スプリングヴァレーＤ棟102号室
債務者　松井　千浪（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７５号
千葉県八千代市八千代台東４丁目４番27号　ミキハウス八千代台Ⅱ203
債務者　高橋　雄太
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９４号
千葉県船橋市上山町１丁目154番地14　パレド上山２号館202号
債務者　風間　綾子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係